

岡山県地域防災計画（修正案）

（原子力災害等対策編）

新旧対照表

26	21	<p>害医療協力機関が国の示す<u>施設要件</u>に合致しているか否かを確認し、原子力災害医療体制の維持を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や緊急時の手順・体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておく。</p>	<p>害医療協力機関が国の示す<u>指定要件</u>に合致しているか否かを確認し、原子力災害医療体制の維持を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や緊急時の手順・体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておく。<u>また、「原子力災害対策指針」等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。</u></p>	<p>原子力災害対策指針に基づく修正</p>
26	30	<p>(略)</p> <p>5 <u>防災業務関係者</u>の安全確保関係</p> <p>(1) 県は、被ばくの可能性がある環境下で防災業務を行う県職員がいる場合、<u>緊急事態応急対策を行う防災業務関係者</u>について国が定めた放射線防護に係る基準を適用する、または同基準を参考として、当該<u>防災業務関係者</u>の放射線防護に係る指標をあらかじめ定める。</p> <p>(2) 県は、国及び鏡野町等と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理する。</p> <p>(3) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>防災業務関係者</u>の安全確保のため、平常時から、国、鏡野町等及び人形峠環境技術センターと相互に密接な情報交換を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>5 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保関係</p> <p>(1) 県は、被ばくの可能性がある環境下で防災業務を行う県職員がいる場合、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>について国が定めた放射線防護に係る基準を適用する、または同基準を参考として、当該<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護に係る指標をあらかじめ定める。</p> <p>(2) 県は、国及び鏡野町等と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理する。</p> <p>(3) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、平常時から、国、鏡野町等及び人形峠環境技術センターと相互に密接な情報交換を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>原子力災害対策指針に基づく修正</p>
28	6	<p>(略)</p> <p>第14節 <u>防災業務関係者</u>の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が<u>防災業務関係者</u>に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。</p> <p>また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について<u>防災業務関係者</u>に対する研修を必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p>	<p>(略)</p> <p>第14節 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の人材育成</p> <p>県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。</p> <p>また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対する研修を必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策</p>	<p>原子力災害対策指針に基づく修正</p>

30	11	<p>(略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>① <u>原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、</u>情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>② 県は、<u>原子力規制委員会</u>から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>(2) 人形峠環境技術センターから警戒事態発生の通報があった場合</p> <p>(略)</p> <p>② <u>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は人形峠環境技術センター等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、</u>警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、鏡野町に対し情報提供を行う。また、県、鏡野町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>③ 県は、<u>原子力規制委員会</u>から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>(3) 人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態発生の通報があった場合</p> <p>① 人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後、又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部(岡山、鳥取)、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官(島根担</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>① <u>情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、</u>情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>② 県は、<u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室</u>から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>(2) 人形峠環境技術センターから警戒事態発生の通報があった場合</p> <p>(略)</p> <p>② <u>警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は人形峠環境技術センター等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、</u>警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、鏡野町に対し情報提供を行う。また、県、鏡野町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>③ 県は、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>(3) 人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態発生の通報があった場合</p> <p>① 人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後、又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部(岡山、鳥取)、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官(島根担</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
30	25	<p>(略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>① <u>原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、</u>情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>② 県は、<u>原子力規制委員会</u>から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>(2) 人形峠環境技術センターから警戒事態発生の通報があった場合</p> <p>(略)</p> <p>② <u>警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は人形峠環境技術センター等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、</u>警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、鏡野町に対し情報提供を行う。また、県、鏡野町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>③ 県は、<u>原子力規制委員会</u>から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>(3) 人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態発生の通報があった場合</p> <p>① 人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後、又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部(岡山、鳥取)、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官(島根担</p>	<p>(略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合</p> <p>① <u>情報収集事態を認知した場合、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、</u>情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>② 県は、<u>原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室</u>から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>(2) 人形峠環境技術センターから警戒事態発生の通報があった場合</p> <p>(略)</p> <p>② <u>警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は人形峠環境技術センター等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、</u>警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、鏡野町に対し情報提供を行う。また、県、鏡野町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。</p> <p>③ 県は、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部</u>から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>(3) 人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態発生の通報があった場合</p> <p>① 人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後、又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部(岡山、鳥取)、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官(島根担</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>

37	図	<p>当)等に同時に文書をファクシミリで送信する。 <u>さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 合同対策協議会への出席等</p> <p>(略)</p> <p>[原子力災害合同対策協議会の組織] 図中 放射線班 ・モニタリングデータ等の収集・<u>分析、国本部等</u>との情報共有</p> <p>(略)</p> <p>9 5 自衛隊の派遣要請等</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 人員及び物資の緊急輸送</p> <p>原子力災害対策本部設置前にあつては原子力規制庁から、設置後にあつては原子力災害対策本部長から、次の各号に掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛省に依頼又は要請があつた場合には、別に定める申合せにより、速やかに輸送支援を行う。</p> <p>ア 緊急技術援助組織の構成員たる専門家の招集及び現地への派遣</p> <p>イ 国の原子炉、放射線防護等に関する専門家の現地への派遣</p> <p>ウ <u>緊急モニタリング</u>要員及び機器の動員</p> <p>(略)</p> <p>6 <u>防災業務関係者</u>の安全確保</p> <p>県は、<u>原子力緊急事態応急対策にかかわる防災業務関係者</u>の安全確保を図る。</p> <p>(1) <u>防災業務関係者</u>の安全確保方針</p> <p>県は、<u>防災業務関係者</u>が被ばくするおそれがある環境下で活動する場合は、県本部（又は県現地本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮する。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくするおそれがある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。</p>	<p>当)等に同時に文書をファクシミリで送信する。<u>さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>2 合同対策協議会への出席等</p> <p>(略)</p> <p>[原子力災害合同対策協議会の組織] 図中 放射線班 ・モニタリングデータ等の収集、<u>整理、各班</u>との情報共有</p> <p>(略)</p> <p>5 自衛隊の派遣要請等</p> <p>(略)</p> <p>⑦ 人員及び物資の緊急輸送</p> <p>原子力災害対策本部設置前にあつては原子力規制庁から、設置後にあつては原子力災害対策本部長から、次の各号に掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛省に依頼又は要請があつた場合には、別に定める申合せにより、速やかに輸送支援を行う。</p> <p>ア 緊急技術援助組織の構成員たる専門家の招集及び現地への派遣</p> <p>イ 国の原子炉、放射線防護等に関する専門家の現地への派遣</p> <p>ウ <u>緊急時モニタリング</u>要員及び機器の動員</p> <p>(略)</p> <p>6 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保</p> <p>県は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保を図る。</p> <p>(1) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保方針</p> <p>県は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>が被ばくするおそれがある環境下で活動する場合は、県本部（又は県現地本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮する。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくするおそれがある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>原子力災害対策マニュアルに基づく修正</p> <p>原子力災害対策指針に基づく修正</p> <p>原子力災害対策指針に基づく修正</p>
----	---	---	--	---

40	13	<p>また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、<u>防災業務関係者</u>の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>① 県現地本部長、緊急医療本部長は、緊急時モニタリングセンター長と連携し、必要に応じ、その管轄する<u>防災業務関係者</u>に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を講じるよう指示する。</p> <p>また、県現地本部長は、鏡野町その他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>防災業務関係者</u>の安全確保</p> <p>① 被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>防災業務関係者</u>の放射線防護については、あらかじめ定められた<u>防災業務関係者</u>の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行う。</p>	<p>また、感染症対策のため、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>① 県現地本部長、緊急医療本部長は、緊急時モニタリングセンター長と連携し、必要に応じ、その管轄する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を講じるよう指示する。</p> <p>また、県現地本部長は、鏡野町その他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保</p> <p>① 被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護については、あらかじめ定められた<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行う。</p>	<p>原子力災害対策指針に基づく修正</p> <p>原子力災害対策指針に基づく修正</p>
40	20	<p>[資料 16] <u>防災業務関係者</u>の放射線防護に係る指標</p>	<p>[資料 16] <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の放射線防護に係る指標</p>	
40	32	<p>(略)</p> <p>② 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を県が要請した場合、<u>防災業務関係者</u>が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 安全対策</p> <p>① 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>防災業務関係者</u>の安全確保のための資機材を確保する。</p> <p>② 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>防災業務関係者</u>の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して、国、鏡野町及び人形峠環境技術センターと相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3編 放射性物質事故対策</p>	<p>(略)</p> <p>② 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を県が要請した場合、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 安全対策</p> <p>① 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のための資機材を確保する。</p> <p>② 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して、国、鏡野町及び人形峠環境技術センターと相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3編 放射性物質事故対策</p>	<p>原子力災害対策指針に基づく修正</p> <p>原子力災害対策指針に基づく修正</p>

55	図	<p>(略)</p> <p>第3章 事故時の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 放射性物質取扱事業者等が行う措置</p> <p>1 連絡通報体制</p> <p>[放射性物質に係る事故による災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統] 図中 陸上自衛隊第13特科隊</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3章 事故時の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第2節 放射性物質取扱事業者等が行う措置</p> <p>1 連絡通報体制</p> <p>[放射性物質に係る事故による災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統] 図中 陸上自衛隊中部方面特科連隊第3大隊</p> <p>(略)</p>	<p>組織体制見直しに伴う修正</p>
----	---	--	--	---------------------